

新たな行動計画策定に関する有識者ヒアリング（第5回）概要

1 テーマ 「反社会的勢力の中核たる暴力団対策」

2 講演者 三井 義廣氏（日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員長）

3 講演要旨

以下は日弁連あるいは同民暴委員会の協議検討を踏まえたものではなく、個人的な意見である。

(1) これまでの暴力団対策

- ・ 古くは民事不介入の原則が警察の中にあり、民事を仮装する形で暴力団が不当・不法な行為をする状況があった。
- ・ 平成4年の暴対法制定により警察的取締りが大きく変化した。
- ・ 民暴被害対策として、日弁連の民暴委員会を中心に各種仮処分や組長訴訟等を実施してきた。
- ・ 暴力団側も、対策に応じて変遷してきている。各種のえせ行為やフロント企業を通じて違法収益を上げており、ここ10年くらいは構成員等の人の属性ではなく行為属性で対策を検討している。

(2) これまでの対策の評価

- ・ 構成員・準構成員数が15年近く8万人台、構成員の数も平成6年から4万人台で推移している。暴対法の効果はあったが、その後は人数が減っておらず、一般社会との「共存共栄」が現状である。
- ・ 共存共栄の状況が成り立つ理由は、暴力団であることにより楽をして金を稼いでいるというメリットがあるからである。
- ・ 暴対法以後、反社会的勢力と言われるように、えせ右翼やえせ同和等の周辺者の形で行動するようになってきたことに対して警察、弁護士側も周辺者対策を考えてきた。これにより大本にある暴力団そのものに対する対策が手薄になっているのではないか。
- ・ 五菱会の梶山事件では、百何十億という金がヤミ金融で稼がれ、最終的に暴力団に入っている。暴力団そのものに対策を打たない限りは、暴力団は残り続けるのではないか。
- ・ 暴対法の効果も検証が必要である。中止命令は出るが、犯罪になって検挙される件数は少ない。暴力団にとっては、中止命令が出ればやめればよいという形になっている。
- ・ 暴力団が公然と存在し、正常な経済社会の中に入り込んで金を吸い上げていく。それが日本の社会の中では不自然と思われていないことの異常さを認識することが必要である。

(3) これからの課題

- ・ 中核になる暴力団そのものへの対策を考えることが必要である。
- ・ 結社罪等暴力団であることそのものを単純に違法化するだけでは有効ではない。

- ・ 実質的にも犯罪組織たる暴力団の力を削ぐ、又はメリットをなくす対策が必要である。
- ・ 具体的には、金を吸い上げる又は稼がせない方策を講ずるとともに、情報・証拠の収集能力を高めることが必要である。
- ・ 暴力団、暴力団の金は県境や国境を越えて動く。これらを越えた対策を考えるべきである。
- ・ 暴対法は暴力団との決別宣言と言え、取調べの可視化の動きもあって暴力団の内部情報が取れない状況が発生している。

(4) 対策

- ・ 暴力団排除の機運も高まっており、暴力団だけに特化した大胆な対策を考えるべきである。
- ・ 暴対法改正で威力利用資金獲得行為の損害賠償責任が規定されたが、被害者の行動が前提である。被害者が動かなくても金を取れる方法が必要である。
- ・ 刑事的手法として、罰金を暴力団に限って10倍、20倍にする、組織犯罪処罰法で付加刑として規定される没収・追徴そのものを主にした刑罰体系をつくるなど、行政的手法としては課徴金制度の導入や、課税問題への取組などが考えられる。
- ・ 暴力団だけを対象に、通信傍受、おとり捜査、刑事免責制度、独禁法の課徴金減免制度のような手法、口座を常に把握する制度等を考えてはどうか。
- ・ 暴力団を専門にした捜査権を持つ国家警察や検察庁の部署を作ってはどうか。